

令和6年1月29日

知立市議会議長 様

報 告 者	田中 健（篤心会）
日 時	令和6年1月25日(木)～26日(金)
視察（研修）場所	参議院議員会館、他
目 的	国の施策に関する理解を深める勉強会及び国政要望活動
【概 要】テーマ：省庁からのレク 地方分権が進む一方で、国の施策によって地方行政は大きく影響を受けており、地方自治にさらなる進展のためにも、地方議員が国の施策に関する理解を深め、かつ地方の情勢を官僚に伝えることで、相互理解が深まる。今回はデジタル田園都市国家構想が推進される中、デジタル化のプラットフォームとして今後さらなる進展が望まれる「マイナンバーカード」と、外国人の受け入れ・共生に向けた取り組みについて、レクを受け、質疑応答を行った。 ≪1日目≫デジタル庁「マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大」 1. マイナンバー制度の概要と現状 ・ 日本国内の全住民に付与されている 12 桁の番号 ・ 法人には 13 桁の番号が付与 ・ マイナンバーカードは番号と個人を符合させる身分証明 ・ 2016 年 1 月から交付を開始し、2024 年 1 月現在 9,918 万枚申請（79.1%）、9,758 万枚交付（77.8%） ・ マイナポータルの充実により、更なる利便性の向上 2. マイナンバーを利用できる事務 ・ 社会保障分野（年金、労働、福祉医療等） ・ 税分野 ・ 災害対策分野 ・ その他の行政分野（国家資格、在留許可等） ・ この他にも、地方公共団体の社会保障、地方税、防災に関する事務で、条例で定める事務で利用可能 3. マイナンバーカードについて ・ デジタル時代の本人確認ツール 写真付き本人確認書に加えて、電子的な本人確認も可能となり、オンラインで活用できる ・ 電子証明書には、「署名用電子証明書」と「利用者証明用電子証明書」の 2 種類が搭載されている ・ 安全性については、カードの IC チップには個人情報とは記載されておらず、それぞれのデータとリンクするためのカギとしての存在のため、パスワードが安全に管理されていれば、他の金融情報と同じレベル	

4. カード利用シーン拡大構想

① オンライン市役所サービス構想

- ・ マイナンバーカードを基盤に、市役所に行かなくても、確実にサービスが届く社会をつくるために、住民から市町村へオンライン申請できる基盤を構築し、さらに市町村から住民へ通知できる仕組みをつくる。
- ・ 引っ越し手続き、子育て・介護・災害等（31 手続き）
➡知立市はマイナポータルにおける子育て・介護関係の 26 手続きのオンライン化について 100%実施
- ・ 各種免許・国家資格等のオンライン・デジタル化の推進（令和 6 年度から順次サービスを開始）
- ・ 「ふるさと納税ワンストップ特例」のオンライン申請

② 市民カード化構想

- ・ 健康保険証、運転免許証、在留カード、各種資格証明書等としての利用の他、市役所サービスとして現行の印鑑登録証やコンビニ交付、らくらく窓口交付以外にも、図書カード、避難所受付、選挙投票入場受付、タクシー補助などへの利用展開を、デジ田交付金を活用して展開中。
- ・ また、職員カードとして利用することで、利便性やセキュリティの向上を図る
- ・ 健康保険証利用：事務コストの削減とよりよい医療を受けられる環境の実現（全国保健医療機関、薬局全体 229,585 施設のうち、91.1%で準備完了。義務化対象施設では 97.1%が準備完了）

③ 安全・便利なオンライン取引構想

- ・ 民間サービスとの連携により利用拡大を図る
- ・ 銀行口座開設、生保契約
➡公的個人認証サービス（JPKI）がカギ
- ・ すでに 500 社以上が JPKI を利用し、業務の効率化、セキュリティの向上を実現している

5. スマートフォン用電子証明書搭載サービス

- ・ 令和 5 年の法改正により一部のスマートフォンにマイナンバーカードと同等の機能を搭載する機能が認められた
- ・ 令和 5 年 12 月より都内のローソン、ファミマで試験運用を開始し、1 月 22 日より全国の店舗に拡大
- ・ 現在は Android 端末に限定されているが、これにより更なる利便性の向上が見込まれる

■所感

私は令和 5 年 1 月よりデジタル庁よりデジタル推進委員を任命され、これまでも地方自治のデジタル化の推進に向けて、多くの取り組みについて学んできた。また、議会においても、一般質問、質疑を通じて、先進的な事例を紹介しながら、知立市のデジタル化の推進に尽力してきた。

マイナンバーカードについては、政治的なイデオロギーによる誤ったイメージの刷り込みより、普及促進が大きく出遅れ、また不要な安全対策の設置により利便性の向上が阻害されてきた。これが、日本社会の進歩にとって大きな弊害となっていることを再認識するとともに、デジタル庁には日本が大きく後れを取っているデジ

タル社会の実現における国際競争力に尽力していただきたい。

大きな概念としては、「マイナンバー（個人番号）」はすでにすべての国民に付与されているものであり、個人情報もそれぞれの団体に保管されているものである。すでに多くの情報は番号と符合して管理されており、マイナンバーカードは、その情報を活用するための個人認証としてのカギであり、デジタル化の社会においては、利便性が高く、不要な事務作業を削減するためのツールに過ぎない。あたかも、マイナンバーカードを所有することで個人情報が漏洩するというデマは、当時デジタル後進国の日本人にとってはキャッチであったため、広く流布されてしまった。

その不安に対応するために、二重三重のセキュリティをかけ、無駄なコストと不便さを搭載した機能になってしまったが、今後サービスがリニューアルされる中で、利便性の向上に重点を置いたシステム構築をお願いした。

≪2日目≫文部科学省・文化庁「外国人の受け入れ・共生に係る取り組み」

1. 日本語教育・外国人児童生徒等への教育等の充実

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒数は増加傾向にあり、令和5年度以降、高度人材向けの新たな在留資格の創設や特定技能の対象分野拡大等が推進されており、在留外国人の更なる増加が見込まれる。
- ・ 令和6年度予算額 29 億円（前年度比+2 億円）

2. 共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等教育の推進

- ・ 外国人の子どもが公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合、国際人権規約等を踏まえ、無償で受け入れる。教科書の無償給与、就学援助を含めて、日本人児童生徒と同一の教育を受ける機会を保障。公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は 5.8 万人を超えており、そのうち 1.2 万人は愛知県在住。

3. 「特別の教育課程」の編成・実施について

- ・ 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導。
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数を生徒 18 人に対し 1 人という加配基準を設置。
- ・ 知立市においては早期適応教室「かきつばた教室」として実施。

4. 日本語教育機関及び日本語教師に関する現状・課題・方向性

- ・ 日本語教育機関認定法の制定により、学習ニーズに対応した、質の確保された「認定日本語教育機関」の設置と、「日本語教師」の国家資格化
- ・ 認定を受けた日本語教育機関において、外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

➡日本語教師（年齢・国籍・母語を資格取得要件としない）

■所感

この問題について、文部科学省の職員と意見交換するのは3回目になるが、知立市の取り組みについては、先進的であり高い評価を得ている。一方で、それに関する支援が不十分であり、地方自治体の負担に頼っている現実を伝えた。学校教育については教員の加配、放課後学習支援について事業費の助成、多文化共生の地域コミュニティの育成に係る経費（通訳・翻訳を含む）の補助など、国策として外国人

の人材受け入れを推進する中で、受け皿となっている自治体への助成拡大を求めた。

【概 要】国政要望活動

知立市政に係る政策の実現に向けて、会派として地元選出の国会議員に対して要望活動を行った。

- ・ 1月25日：石井拓衆議院議員（経済産業大臣政務官）
- ・ 1月26日：酒井庸行参議院議員

《内 容》

1. 国の負担で学校給食費の無償化を求める要望書

物価上昇による市民生活の圧迫が問題となっているが、学校給食は、食育を通じた地域の伝統や日本の食文化を伝える重要な教材。義務教育段階においては、学校給食の食材費についても、教科書と同様に無償化することが望ましい。無償化に取り組んでいる自治体の73%が人口1万人以下の町村であり、多くの自治体では財源不足が実施できない理由となっている。全面無償化は、学校給食費の徴収・管理業務自体が不要となるため、現金管理を学校で行わなくてもよいという効果もあります。国による学校給食費無償化の迅速な実施を求めるもの。

2. 外国人学習支援及び多文化共生推進事業への支援を求める要望書

総人口72,228人のうち、外国人市民が5,421人(7.5%)を占め、15歳未満の子どもに限れば、比率は8.9%に達している。市は、多文化共生を柱としたSDGs未来都市として内閣府より選定を受け、JICA中部と協定を締結し、多文化共生のまちづくりを推進している。市では、外国ルーツの児童生徒を対象とした学習支援教室を開催する団体に対し、補助金を交付し、子どもの学習支援の受け皿の創出、継続支援を行っている。しかし、今後も外国人人口の増加が見込まれる中で、市単独での支援の受け皿の確保には困難を極める。外国人学習支援及び多文化共生推進事業への支援に対する適切な措置の充実に要望する。

3. 地方公共団体情報システム標準化対応への移行支援に関する要望書

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度までに標準準拠システムへの移行を進めている。この計画を推進するため、デジタル基盤改革支援補助金を活用する。しかし、自治体の規模に応じ上限が設定されており、本市では補助上限額と現時点での移行経費見込額が大きく乖離しており、自主財源の負担が大きくなることが予想される。また、移行期限までの猶予がないため、見切り発車的な仕様による発注、移行作業を強いられ、高コストを招く事態となっている。当該補助金は、令和7年度末までに対象20業務全てを移行することという厳しい交付条件が設定されているが、本市のベンダーからは現在の状況においては、期間内に全業務の移行は難しいとの申し入れがあった。補助上限額の算定方法の見直しを行うと共に、移行完了時期の延長又は経過措置期間等の設定を強く要望する。

※報告書は視察（研修）場所ごとに作成してください。

報告書は視察（研修）終了後1週間以内に提出してください。